

令和7年 第2回 新富町農業委員会会議録

(令和7年2月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和7年 第2回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和7年2月28日(金)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 2月28日 午後		1時59分		議長	
	閉会 令和7年 2月28日 午後		2時40分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	10番 猪俣 忠 委員		11番 中山真一 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第3条の規定に係る買受適格証明について
- (4) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (5) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (6) 農用地利用集積計画の決定について
- (7) 農用地利用集積計等促進計画（案）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第7号 農地法第3条に係る買受適格証明について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議長 　ただ今から、令和7年第2回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　1月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に10番　猪俣　忠委員、11番　中山真一委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第3　報告第1号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局 　それでは、報告第1号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」ご説明いたします。

12月定例総会にてご審議頂き、許可相当となった案件です。申請人が新富町長　小嶋崇嗣さんで田9筆、5,121㎡を企業誘致用地として申請があったものになります。申請取下げの理由ですが、申請地については、元々、新富町がサッカースタジアム、フットボール場、関連駐車場等のスポーツ公園を整備する計画の一環として購入を計画した土地でございます。購入にあたり平成30年に、担当課が宮崎県農村計画課に転用許可不要に該当するかを照会し、既に転用不要との回答を受けておりました。その後、「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定に基

づき購入され、関連駐車場として既に整備されていきました。この時点で完全に農地転用許可の対象外になっていました。転用許可不要の経緯について担当課との情報共有がなされておらず、また、本事務局の調査等が不足していたことと、当初の計画と異なる企業誘致用地との申請内容であったことから、許可が必要との判断に至り申請を受付いたしました。この度、転用不要との事が判明したため許可申請の取下げとなりました。

今後は、担当課と連携を密にし、調査等を慎重に行い判断して参ります。なお、常設審議委員会及び児湯農林振興局にも取下げ書を提出しております。以上、報告いたします。

議長 　　ただ今、報告がありましたがお意見等ありませんか。

（なしの声あり）

議長 　　意見等が無いようですので報告案件はこれにて終わります。

議長 　　次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　　その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　　その1についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人■■■■はさん、申請地は大字下富田字■■■■の畑で16㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■円の対価額は■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 　　担当委員の補足説明はないですか。

前田 　　ないです。

議長 　　次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■の畑で836㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■■円の対価額は■■■円となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■の畑で1,167㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■■円の対価額は■■■■円となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在、白菜などが作付けされており、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

山口 ありません。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■ほか全6筆で田3筆2,108㎡、畑3筆3,607㎡で合計5,715㎡になります。この案件は親子間の生前贈与となります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ありません。

議長 次に、その5について事務局に説明を求めます。

事務局 その5についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■で田の2,812 m²になります。この案件も親子間の生前贈与となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、少し管理がなされていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

猪俣 1号議案です。この10aあたりが■■■円となっていて、対価額が■■■円と。面積が16 m²ということで畑としては金額が高いような気がするんですが。

事務局 双方の協議の結果、この金額になっていると聞いています。

出口 ■■■円ですね。

猪俣 私が間違えました。でも10aあたりの単価は変わらないんでしょう。この金額が畑で相対での話がついているということなんですけど、法外な値段で懸けているなど思うんですけど。

長友嘉 逆に面積でこれを■■■円でどうだろうか。それを■■■円かという話でなくて、先にここを提示したら大きい金額になったという事じゃないでしょうか。

猪俣 でも自分達があっせんでの取引価格を見た時に、全然違うからです

よ。金額が大きすぎるですもんね。わかりました。すいません。

議長 他に質問等は無いですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第6号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第7号「農地法第3条に係る買受適格証明について」を議題といたします。

議長 その1について事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

この申請は、一ツ瀬川土地改良区が公売する土地の入札のために証明を申請したものです。申請人は新富町大字新田■■■■■の■■■■■さんです。土地は大字新田字■■■■■■■、田の916㎡で飼料稲を作付け予定とのことです。申請者は12,300㎡の経営面積で営農しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。なお、総会での承認後の手続きですが、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で農地法3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております説明は以上です。

平下 担当委員は私ですが、申請地は現在の申請人の方が管理されており、毎年水田も作っているとのことです。以上、報告いたします。

議長 ただ今、議案第7号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第7号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それではその1についてご説明いたします。
現地調査資料の1ページをご覧ください。申請人は有限会社■■■■
■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■■■■ほかに全4筆で登記地
目が畑の合計625㎡になります。場所については、有限会社■■■■■
から南側の■■■■■■方向に進んだ道沿いになります。(航空写真で現
地を示して説明)申請内容は道路及び駐車場です。2ページの利用計画
図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は農用
地区域内の農業用施設用地に指定されておりますので、用途を確認し
たところ許可相当と判断いたしました。なお、本案件は既に整備されて
いる状態ですので追認事例になります。説明は以上です。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 14番 新恵浩二 委員

新恵 14番新恵が現地調査の報告をいたします。現地は現状道路として利用
されており、何ら問題ないと思われまます。

議長 ただ今、議案第8号について説明が終わりましたがご質問等はない
ですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第8号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
現地調査資料の3ページをご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんで、申請地は大字三納代字■■■■■■で登記地目が山林で現況が畑の272㎡になります。場所については、■■■■■から東に300mほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明)4ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築となります。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明については以上でございます。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 15番 長友嘉美委員

長友嘉 15番長友が現地調査の報告をいたします。
現地は道路に面しており、排水の方も道路の排水がありますので何ら問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

山口 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 それではその2についてご説明いたします。
現地調査資料の5ページをご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲

渡人は■■■■さんで、申請地は大字日置字■■■■で登記地目が畑の 609 m²です。申請地は六反田地区の■■■■の道を挟んだ反対側の土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 6 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築となります。申請理由は議案書記載のとおりでございます。対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明については以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

5 番 井崎 誠 委員

井崎 5 番井崎が現地調査の報告をいたします。

現状、枯草が生えていて見た目が悪かったんですが、草を刈って頂いて、排水の方も町道の道の反対側に排水路がありますのでそちらの方に排水が出来る状態になっていますので問題がなかったと思います。以上です。

議長 ただ今、議案第9号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第9号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第9号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号の提案理由についてご説明いたします。
議案第10号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長 議案に入る前に、ここでお諮りいたします。その 1 からその 4 について関係する委員とその 4 のみ関係する委員がおられますので、その 1 から 3 までの審議及び採決を行い、その後、その 4 の審議及び採決を行った後にその 5 以降の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、ここでその 1 からその 4 について関係する委員がおられますので退席して頂きたいと思えます。

(■■■■委員 退席)

議長 それでは、その 1 からその 3 までの所有権移転については譲受人が同じですので一括して関係委員の説明を求めます。

3 番 山口弘安 委員

山口 それでは 3 番山口がその 1 からその 3 まで一括して説明いたします。なお、1 から 3 は譲受人が同じですので譲渡人のみ個別に説明いたします。譲受人は、認定農家の■■■■さんです。現在、経営面積 93,650 m²で後継者と大根・甘藷の作付けをしています。今回、新田原基地による用地取得の代替地確保と経営規模拡大の為、農地を取得されるということです。

その 1 について説明いたします。譲渡人は川南町の有限会社■■■■です。所在地は大字日置■■■■■■■■の畑で 2,456 m²になります。売買価格は 10a あたり■■■円で■■■■■■円になります。次に、その 2 について説明いたします。譲渡人は、大字日置■■■■■■■■の■■■■さんです。所在地は大字日置■■■■■■■■ほか 2 筆で、3 筆合計 4,844 m²になります。売買価格は 10a あたり■■■円で■■■■■■円になります。次に、その 3 について説明いたします。譲渡人は大字日置■■■■■■■■の有限会社■■■■■■です。所在地は大字日置■■■■■■■■ほか 2 筆で、3 筆合計 3,241 m²になります。売買価格は 10a あたり■■■円で■■■■■■円になります。なお、移転時期は 3 件とも令和 7 年 3 月

4日になります。

以上3件は、出口委員との共同あっせんとなります。説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第10号のその1からその3について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 　質問等はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第10号のその1からその3について承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第10号その1からその3については承認されました。

議長 　ここで、その4について関係する委員がおられますので退席して頂きます。

(■■■■委員 退席)

議長 　それでは、その4の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

5番 井崎 誠委員

井崎 　5番井崎が報告いたします。
譲受人は先程と一緒に宮崎県児湯郡新富町大字三納代■■■■の■■■■さんです。譲渡人が新富町大字日置■■■■の■■■■さんです。場所が日置■■■■並びに■■■■の3筆となっております。合計4,501㎡です。売買価格が■■■■円、10aあたり■■円です。経営規模拡大で引渡時期が令和7年3月4日となっております。これは出口委員との共同あっせんです。以上です。

議長 　ただ今、議案第10号のその4について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 　質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 10 号のその 4 について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 10 号その 4 については承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

 (■■委員、■■委員 着席)

議長 次に、その 5 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

 3 番 山口弘安委員

山口 山口がその 5 について説明いたします。
所在地が新田■■■■■■■■、現況地目が田で 2,207 m²です。譲受人
が大字三納代■■■■■■の■■■■さん、譲渡人が大字三納代■■■■
■■■■■■の■■■■さんです。利用目的が田んぼで 10a あたり
■■■■■■円の■■■■円で話がついています。引渡時期が令和 7 年 3 月
4 日。この件は中山委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 6 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

 5 番 井崎 誠委員

井崎 5 番井崎が報告いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん。所在地は日置浜田の■■
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の 4 筆です。10a あたり■■■■円で売
買価格は合計■■■■■■円です。移転時期が令和 7 年 3 月 25 日にな
っております。この一部の 3,000 m²のところにはハウスがありますが
ハウスはハウスとして、また別途二人の間で交渉して買い上げるこ
とになっていきますので 4 筆とも一緒の価格で売買しました。出口委員と
の共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 7 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

 8 番 鬼塚真理子委員

議長 挙手全員ですので、議案第 10 号その 5 からその 9 については承認されました。

議長 次に、議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 11 号の提案理由についてご説明いたします。

議案第 11 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。説明については以上でございます。

議長 それでは、その 1 からその 188 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 11 号についてご説明いたします。

農地中間管理事業の新田西案件、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 83 件、使用貸借 105 件の計 188 件になります。なお、借り手予定者につきましては、104 ページから 110 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。また、借手予定者の補足ですが様式第 7 号の受け手情報の 7～11 の（株）■■■■■■■■■■と 34～48 の（株）■■■■■■■■■■について、それぞれ初めて聞かれるような社名かと思いますが、（株）■■■■■■■■■■は、■■■■（株）の社名が変更になったもので、（株）■■■■■■■■■■は、■■地区で元々、農業をされています■■■さんが法人化した会社になります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 11 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

出口 この地域計画の欄の地区名の横に（未）と書いてあるんですが、まだしていないということですか。

事務局 未定という事です。一応、今年度末に策定という事なんでこういう表

記になっています。まだ、最後まで終わっていないので。

井崎 説明していいですか。

議長 はい、どうぞ。

井崎 上から3番目、最初の。3筆あります■■■■■■■■■■株式会社は鶏フルが出た時に埋却地の契約になります。条件的には本当はタダでもいいような条件だったんですけども、元々作っていた■■さん自体が最低限のあれで作ってもいいということで上げさせて頂いております。以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 ほかに質問等はないですか。

中山 106ページの■■さんが作っている畑ですね。これは移転対象区域ではないんですかね。

事務局 道の反対側です。

中山 わかりました。

議長 他に質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第11号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第11号については承認されました。

議長 以上で、令和7年2月28日開会の第2回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了いたしました。これをもって閉会いたします。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____